

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十四号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第九十二項事務の欄中40を44とし、30から39までを34から43までとし、29を削り、28を33とし、27を31とし、その次に次のように加える。

32 法第六十条第三項、第六十三条第二項、第二百十三条第三項及び第二百十六条第二項の規定による協力の要請

別表第九十二項事務の欄中26を削り、25を30とし、24を29とし、23を削り、22を28とし、21を削り、20を27とし、1から19までを8から26までとし、同欄に1から7までとして次のように加える。

- 1 法第四条の二第一項及び第一百四条第一項の規定による助言及び指導
- 2 法第四条の二第二項及び第一百四条第二項の規定による勧告
- 3 法第四条の二第三項の規定による措置
- 4 法第四条の二第四項、第一百四条第三項及び第一百四条第三項の規定による公表

- 5 法第四条の二第五項の規定による情報の利用
 - 6 法第四条の二第六項の規定による情報提供の要請
 - 7 法第四条の二第七項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問
- 附 則

この条例は、令和七年十一月二十八日から施行する。